

村田きょうこ マンスリーレポート



No.031 <2024 年 4 月号>

皆さん、ご安全に！村田きょうこです。

4 月になりました。「国会も後半に入り…」と報道されることが多いのですが、参議院での法案審議はまさにこれからです。自民党派閥の裏金問題のために窮屈な審議日程になっていますが、今後の質疑も全力で取り組みます！

1. 2024 年度予算が成立



3 月 28 日（木）の参議院本会議で、野党の反対を押し切って新年度予算が可決・成立しました。過去最大だった 2023 年度の当初予算より下回るものの、一般会計の総額は**2 年連続の 110 兆円超え**となります。

【本年度予算のポイントと疑念】

【税込で不足する約 35 兆円分は、**新規国債発行で賅う**】

- 日銀が異次元の金融緩和を終了したことで、この先**国債利払い費が上昇する懸念**あり。

【**子ども・子育て支援金**に必要な財源は**1 兆円**】

- 政府は、賃上げや社会保障費の抑制で負担は生じないと答弁**してきたが、実際は医療保険料と併せて**1 人あたり概ね 500 円/月**が徴収される。また、健康保険組合など事業主も負担するので、被保険者 1 人あたりでは、1,000~1,400 円/月程度の負担増に。**手取り額の減少や今後の賃上げに影響する可能性**もあり。

【能登半島地震の復旧・復興のための予算になっている？】

- 具体的な予算はなく、**予備費に計上されているだけ**。そもそも予備費は、予見しがたい予算の不足に充てるためのもの。**補正予算でしっかりと対応すべき**ではないか。

2024年度 予算の全体像

一般会計		112兆5717億円	▲1兆8095
歳出	一般歳出	67兆7764	▲4兆9554
	社会保障	37兆7193	8506
	文教・科学振興	5兆4716	558
	防衛	*7兆9496	1兆1277
	公共事業	6兆0828	26
	予備費	1兆	5000
	物価・賃上げ促進予備費	1兆	▲4兆
	国債費	27兆0090	1兆7587
	地方交付税交付金	17兆7863	1兆3871
	税金	69兆6080	1680
歳入	税外収入	7兆5147	▲1兆8035
	国債発行	35兆4490	▲1740
	赤字国債	28兆8700	▲1950
東日本大震災復興特別会計		6331億円	

前年度当初比増減額、▲はマイナス
※デジタル庁所管経費を除く防衛費は7兆9172億円

(出所) 静岡新聞

財務省の想定金利と国債費の推移



※想定金利は2023年度までは正式決定の数値、国債費は当初予算段階

(出所) 日本海新聞

2. 予算の委嘱審査とは



先月は、3月21日に消費者問題に関する特別委員会、翌22日に経済産業委員会で質疑をしましたが、両方とも「次年度予算に関する委嘱審査」という位置づけで行われました。

この「委嘱審査」とは、参議院予算委員会で総予算を審議する際に、**所管する部分の総予算の審査を「他の常任委員会と特別委員会に対して委嘱する」参議院独自の制度**です。審議をするのは総予算だけで補正予算や暫定予算は対象とはなりません。委嘱を受けた委員会や特別委員会で行われた審査の概要は、当日中にまとめられて、翌日の予算委員会で報告をされます。ちなみに衆議院の場合は、予算委員会を8つの分科会に分けて次年度総予算に関する審査が行われます。

3. 賃上げ促進税制ピラ、村田の指摘で修正！



3月22日経済産業委員会で中小企業庁作成の賃上げ促進税制ピラが分かりづらいと指摘をしたところ、齋藤大臣からも「(ピラの)センスがない」との答弁があり、早速、修正されました！「大企業向け」となっていた要件が、実は、**中小企業を含めた「全企業向け」に適用できる**ことが分かるようになっていました。交渉中の組合は、こちらを参考にさせていただきながら賃上げアップを実現してください！

賃上げに取り組む経営者の皆様へ
～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除^{※1}
【中小企業】全雇用の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除^{※1}
＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞
(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件(賃上げ要件)	上乗せ要件① 教育訓練費 ^{※2}	上乗せ要件②(新設) 子育てとの両立・女性活躍支援 ^{※3}
大企業向け 適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主 ^{※4} 継続雇用の給与等支給額(前年度比) 税額控除率 ^{※1} +3% 10% +4% 15% +5% (新設) 20% +7% (新設) 25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし ⇒ 税額控除率を5%上乗せ
中堅企業向け(新設) 適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主 ^{※5} (その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。) 継続雇用の給与等支給額(前年度比) 税額控除率 ^{※1} +3% 10% +4% 25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ
中小企業向け 適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主 全雇用の給与等支給額(前年度比) 税額控除率 ^{※1} +1.5% 15% +2.5% 30%	前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乗せ	くるみん以上 or えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能^{※6}**(新設)

賃上げに取り組む経営者の皆様へ
～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除^{※1}
【中小企業】全雇用の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除^{※1}
＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞
(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件(賃上げ要件)	上乗せ要件① 教育訓練費 ^{※2}	上乗せ要件②(新設) 子育てとの両立・女性活躍支援 ^{※3}
全企業向け 適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主 ^{※4} 継続雇用の給与等支給額(前年度比) 税額控除率 ^{※1} +3% 10% +4% 15% +5% (新設) 20% +7% (新設) 25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし ⇒ 税額控除率を5%上乗せ 中小企業も活用可能！
中堅企業向け(新設) 適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主 ^{※5} (その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。) 継続雇用の給与等支給額(前年度比) 税額控除率 ^{※1} +3% 10% +4% 25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ 中小企業も活用可能！
中小企業向け 適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主 全雇用の給与等支給額(前年度比) 税額控除率 ^{※1} +1.5% 15% +2.5% 30%	前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乗せ	くるみん以上 or えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能^{※6}**(新設)
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能。

4. 3月の国会見学 2組8人



3月は、2組8人の皆さんに来館いただきました！ありがとうございます!!



三菱重工グループ労連三原地区本部 三菱ヤングミート



JAM 新人研修

今号は以上です。